

9. 特定目的住宅等の取扱い基準について

1 特定目的住宅（抽選の優遇住宅）

(1) 募集方法及び取り扱い

- ① 定期募集時に可能な範囲で、団地ごとに募集枠を設定します。
該当者は、申込時に一般・特定目的住宅いずれかにお申し込みいただきます。
- ② 応募者が募集枠を上回った場合は、抽選により当選者を決定します。
落選者は、一般世帯向住宅抽選時に再度抽選対象者としませんが、希望の住戸に入居できない場合があります。充分考慮のうえ申し込みしてください（入居決定後、住戸の変更はできません）。
なお、お申し込みになる特定目的住宅及び再度抽選の対象となる一般世帯住宅が、同一団地募集枠内で複数募集の場合は、[県営住宅入居申込書兼誓約書]の「希望住戸順位表」(P46)に希望順位ごと、全募集戸数分の住棟・住戸を記入してください。
- ③ 応募者が募集戸数に満たない場合は、一般世帯向住宅として取り扱います。
ただし、住戸が特定される多子世帯向住宅及び子育て世帯向住宅は除外します。
- ④ 住戸は一般世帯向住宅と同じ仕様になっています。

(2) 対象となる世帯

- ① **ひとり親世帯向住宅**（20歳以上の子どもの同居・子ども以外の同居者がいる場合は非該当）
 - ア. 配偶者（内縁関係にある者を含む）のない者で、現に満20歳未満の児童を扶養している世帯
 - イ. 長崎県営住宅条例第6条第1項第1号クに該当するDV被害者で、現に満20歳未満の児童を扶養している世帯
- ② **心身障害者向住宅**
入居申込者又は同居親族が次のいずれかに該当する世帯
 - ア. 恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があり、かつ戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している方
 - イ. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害があり、かつ同法第15条第1項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳を所持している方
 - ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する3級以上の障害があり、かつ同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳で証明できる方
 - エ. 上記ウに規定する精神障害の程度に相当する知的障害があり、療育手帳で証明できる方
- ③ **老人世帯向住宅**
60歳以上の入居申込者と同居親族が次のいずれかに該当する方のみからなる世帯
 - ア. 配偶者 イ. 18歳未満の児童 ウ. おおむね60歳以上の方
 - エ. 重度もしくは中度の身体障害者、又は知的障害等の障害のある方
- ④ **多子世帯向住宅**
同居親族に、18歳未満の児童が3人以上いる世帯
- ⑤ **新婚世帯向住宅**
入居申込者が次のアまたはイに該当し、かつウに該当する世帯
 - ア. 申し込み時において婚姻の届出から1年を経過していない世帯
 - イ. 婚姻の予約者があり、当該募集の県が定める入居可能日までに入籍される方
※入籍が確認できる書類が提出されなければ、鍵はお渡しできません。

ウ. 前記ア・イのいずれかの要件に加え、入居申込者と配偶者の合計年齢が申込み時において70歳以下であること

※合計年齢の70歳は双方の生年月日で判断します。

※申込み時において扶養親族である子供を有していても可能です。(親・兄弟との同居は非該当)

※入居資格審査時に戸籍謄本等の提示が必要です。

⑥ 子育て世帯向住宅

入居申込み時、現に小学校就学前の子供と同居し、その子供を扶養する世帯

入居期間は、10年です。ただし、入居期間満了時に県営住宅の入居資格がある方で、次の条件を満たしている場合は入居期間が延長できる場合があります。

※入居期間の満了日に、義務教育を終えていない者と同居し、かつその者を扶養していること。

※長崎県営住宅条例に定める明渡請求事項に該当しないこと。

⑦ 企業解雇世帯向住宅

平成20年10月以降に解雇等を受けた者で下記のいずれかに該当する世帯

ア. 雇用先からの解雇に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方又はその家族

イ. 雇用先に住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる方

ウ. 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方

2 高齢者及び障害者等に優しい住宅

(1) 募集方法及び取り扱い

定期募集時に募集(指定住戸)します。一覧表で募集の有無をご確認ください。

単身で入居を申し込まれる場合、本ページ「(2) 対象となる世帯」項目のいずれかに該当する方に限ります。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方については、入居申込みができません。

なお、**特定目的住宅P12の1-(2)-②のウ又はエに該当する方は、原則として地域の居住支援体制が確立されていることが入居の条件**になります。また、親族のうちから身元引受人を立てていただくことがあります。または診断書及び関係機関へ照会する同意書の提出が必要です。

(2) 対象となる世帯

① 高齢小世帯住宅

ア. 高齢者の単身世帯、高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれか一方)又は親族である高齢者のみからなる2人世帯。ただし、高齢者とは60歳以上の方

イ. 申込者が特定目的住宅P12の1-(2)-②ア～エに該当する単身又は2人世帯

② 住戸改善住宅(既設県営住宅を高齢者等向に改善した住宅)

名義人又は同居親族に募集時期の前月末において、60歳以上の方がいる世帯、特定目的住宅P12の1-(2)-②ア・イに該当する世帯。

③ 車イス対応住宅

常時車イスを使用している方がいる世帯(特定目的住宅P12の1-(2)-②ア・イに該当する方)、単身世帯でも申込みができます。

※常時車イスを使用していることを証明するために診断書を提出していただきます。

※入居者及び同居者で常時車イスを使用している方が転出等した場合退去していただく場合があります。

④ 単身世帯向住宅

ア. 60歳以上の方

イ. 身体障害者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規程する3級以上の障害があり、かつ同法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳等で証明できる方

エ. 上記ウに規定する精神障害の程度に相当する知的障害があり、療育手帳等で証明できる方

オ. 戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は表ノ3第1款症の方

カ. 原子爆弾被爆者の医療等に関する法第8条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている方

キ. 生活保護法による被保護者の方

ク. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている方

ケ. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

コ. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法1章第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

サ. 長崎県営住宅条例第6条第1項第1号クに該当するDV被害者

注) 上記イ～サに該当する方は、手帳又は証明書等を必要としますので入居資格審査時に必ず提示してください。